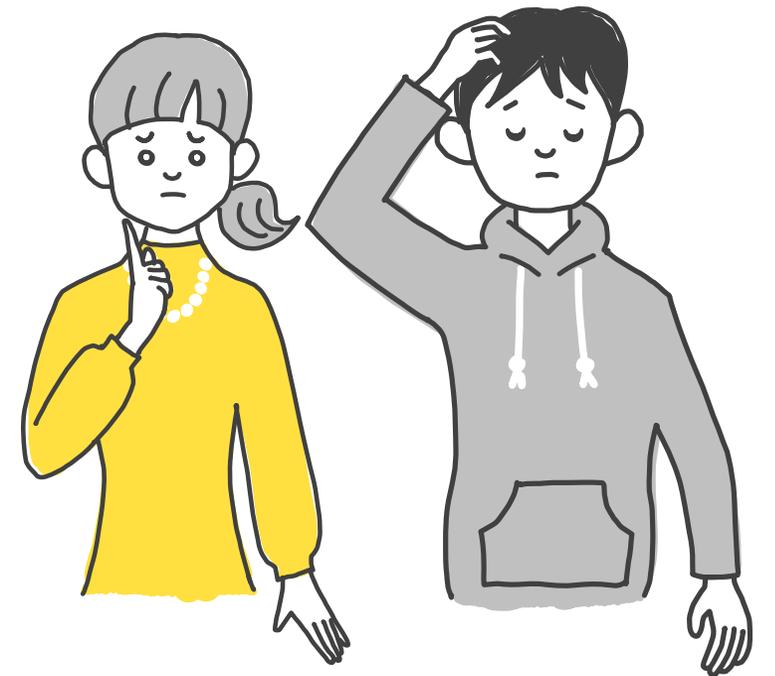


Lesson

契約の基礎を確認

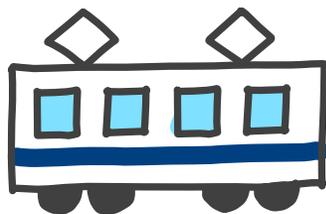
～なぜ返品できたり、できなかつたりするの？～



消費生活の中では 様々な**契約**を交わしている



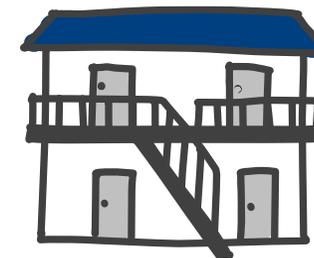
食料品や文房具の
購入



電車やバスの
利用



スマホでネット
通販



アパートを借りる

**契約とは、法律で保護された約束事
しかし、契約後にやめたくなることも…！**



ケース①



返品できる？

① 昨日、店で買ったスニーカー

自宅近くの店で、流行のスニーカーがセールになっていたので現金で買った

自宅に帰り室内で改めて履いてみると、同じようなデザインのものには既に持っていて、必要ないように思えてきた

まだ**新品同様**で箱も包みも買った状態と変わらないし、**レシートも取ってあるので**、お店に持っていけば返品できるよね？



ケース②



返品できる？

②返品条件が書かれていないネットショップ

ネットショップで、デザインも価格もちょうどよいパーカーを見つけて注文した

すぐに届き、代金引換で支払った
しかし、試着してみるとサイズが大きすぎる

返品か交換をお願いしようとネットショップのページを
よく見てみたが、**返品**の条件などが**全く書かれていない**



ケース③



返品できる？

③フリマで頼んだ腕時計、壊れていたけど・・・

フリマアプリで、可愛い腕時計を買った
届いたらイメージどおりだった

「故障はしていません ちゃんと使えますが、電池がないので、交換して使ってください」
とあったので、時計屋さんに持って行ったところ、
「これ、**かなり前に壊れている**ようだから電池交換しても動かないね」と言われた

受取評価が完了して10日経っている
この腕時計、返品できるだろうか？

1

契約自由の原則

原則として 当事者間の**自由な意思**によって行われる

誰と

どのような
内容を

どのような
形式で

契約するかどうかは自由



自分が結んだ契約は、守る責任がある

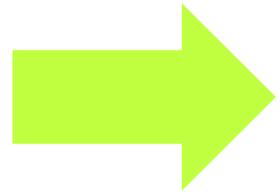
2

契約の成立

契約の成立に必要なのは 当事者の合意



ポイント



- 1 簡単に成立**

口頭やメール、電話でも契約は成立する
- 2 当事者がする**

×当事者がしていない
→有効な契約ではない
- 3 合意・承諾する**

×合意していない
→有効な契約ではない

1 契約は簡単に成立する。だから…

高いなあ…
このサービスはオプションで
別料金とは知らなかった！！

…え、2年間は
解約できない！？

電話や口頭、メールだけで
簡単に成立する

契約内容を
事前にしっかり確認する



① 契約は簡単に成立する。だけど…

先日、SNSで
勧誘されて買った
「最強投資術」という
DVD教材、
やっぱり怪しいと思うので、
解約したいのですが…

契約書？
そんなものありません



事業者の名前も
所在地も
分からないんですね
何か証拠になるものは
ありませんか？
契約書など…



高額な契約は、契約内容を
書面で確認し、保管する

2

契約は当事者でなければならない

本人の申込みが
成立の条件



他人が勝手に
申込みしたものは、無効

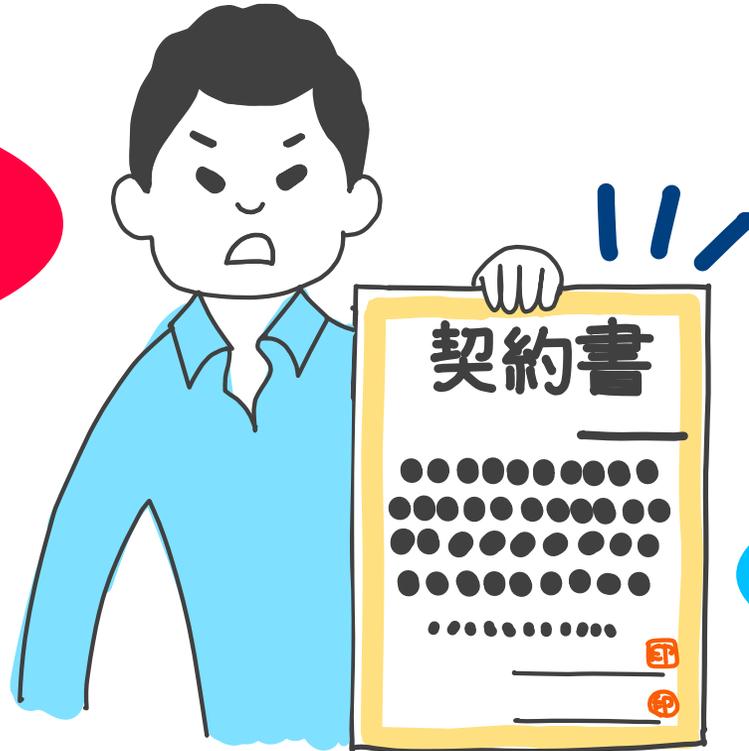
契約は本人が申込みしたものでなければ無効であり、
他人名義で申込みすることは**違法行為**となる

2

契約には本人確認書類が重要

契約書どおり、
君に全額を支払って
もらう必要がある

名義貸しを
しない



自身の本人確認書類は
失くしたり盗まれたりしないよう管理

他人が勝手に申込みした契約は無効とはいえ、
他人が勝手に契約したことを後から証明するのは簡単ではない

③ しっかり合意・承諾してから

何だかよく分からないけど、
簡単にお金が稼げるのは
助かるな…

もう一押しで
契約してくれそう！



合意が契約
成立の要件

内容に納得してから
契約する



③ 合意・承諾の意思表示を、はっきりと

本人の承諾で
成立する

ええ、
まあ..

ね、悪い話じゃ
ないでしょ。

はっきり断らないから
承諾したことにしよう

気乗りしなければ断る

合意・承諾の意思
表示をはっきりする



3

契約成立後の権利と義務

売買契約が成立すると

販売者

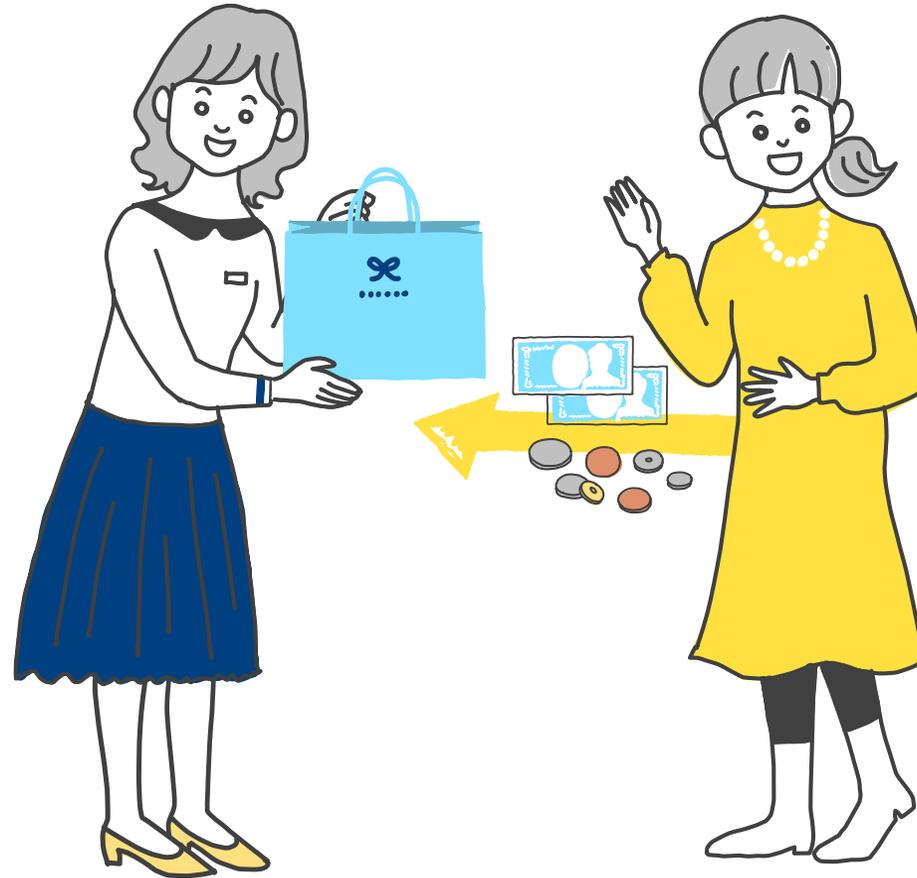
消費者

代金を
受け取る権利

代金を
支払う義務

商品を
渡す義務

商品を受け取る権利



売買契約が成立すると



双方に

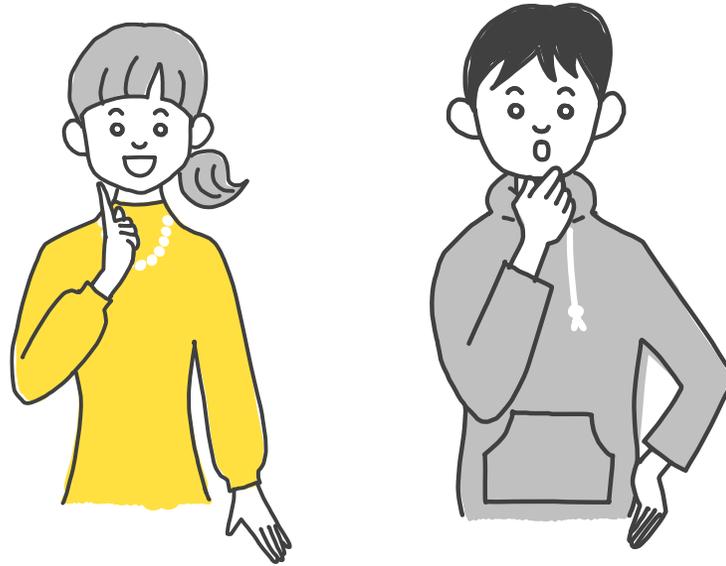
債権
(権利)

と

債務
(義務)

が発生する

成立した契約は 原則やめられない



契約前に内容をしっかり確認することが重要

他人に名義を貸した契約でも自分の債務になることもあります

ただし、契約と違っていれば、やめることができる

表示に
問題がある

品質に
問題がある

履行に
問題がある

安全性に
問題がある

①インターネット通販で国産と表示された海産物を購入したが、届いた商品は外国産でした



②通販で届いた商品、部品の一部が壊れていて使い物になりません

③ネットショップで注文したら、サイズの違うものが届きました



④スマホのACアダプターから火花が出て火傷しました

電子商取引での 契約成立のタイミングとは？

契約が成立すると、原則やめられない



契約が成立するタイミングを理解することが重要

電子商取引でのルールを理解しよう
どのタイミングが合意・承諾になるのだろうか？
契約前に確認すべきポイントは？